

## 年金支給額切り下げ（厚労省発表）

（厚労省の報道発表内容からの抜粋）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000035972.html>

### 平成26年度の年金額は0.7%の引下げ

平成26年1月31日 厚生労働省年金局年金課

総務省から、本日（1月31日）発表された「平成25年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率は、0.4%となりました。

また、平成26年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率※」は0.3%となりました。

この結果、平成26年度の年金額は、法律の規定に基づき、特例水準の段階的な解消（平成26年4月以降は▲1.0%）と合わせて、0.7%の引下げとなります。なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

### 《平成26年度の年金額の例》

|                                    | 平成25年10月～<br>26年3月（月額） | 平成26年度<br>（月額）*1   |
|------------------------------------|------------------------|--------------------|
| 国民年金<br>（老齢基礎年金（満額）：1人分）           | 64,875 円               | 64,400 円（▲475円）    |
| 厚生年金*2<br>（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額） | 228,591 円              | 226,925 円（▲1,666円） |

\*1 実際に引下げとなる額については、端数処理などの理由により、平成25年10月～26年3月の年金額の0.7%に相当する額と完全に一致するものではありません。

\*2 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

### 【特例水準の解消について】

平成25年9月分までの年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）で支払われていました。

平成16年の年金制度改正で、長期的な給付と負担の均衡を図る仕組み（マクロ経済スライド）が導入されましたが、この仕組みは特例水準を解消した後に発動することになっています。マクロ経済スライドによる給付水準の調整を早期に開始することは将来の年金の受給者である現役世代の年金水準を確保することにつながります。

このような観点から、平成24年に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。本来水準の年金額との差である2.5%の解消スケジュールは、平成25年10月から▲1.0%、26年4月から▲1.0%、27年4月から▲0.5%となっています。

○[年金額の改定の仕組み.pdf](#)

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12502000-Nenkinkyoku-Nenkinka/0000036262.pdf>

（報道から）

○東京新聞 **新年度、保険料はアップ 年金減額0.7%** 2014年1月31日

| 年金支給額の変化(月額)  |                    |                      |
|---------------|--------------------|----------------------|
|               | 国民年金<br>(1人、満額)    | 厚生年金<br>(夫婦2人)       |
| 現在            | 6万4875円            | 22万8591円             |
| 2014年<br>4月分～ | 6万4400円<br>(475円減) | 22万6925円<br>(1666円減) |

※厚生年金は、平均的給与で40年勤務した夫と専業主婦の妻の世帯

厚生労働省は31日、2014年度の年金支給額を0.7%引き下げると発表した。4月分（支払いは6月）から実施する。現在の支給水準が本来より高いため、政府は1%減額する予定だったが、13年の物価や賃金

の変動を踏まえて引き下げ幅を圧縮した。保険料は引き上げる。

自営業者らが加入する国民年金（月額）を満額の6万4875円受給している人は、475円減り6万4400円に。夫婦で厚生年金（同）を22万8591円受給している標準的なケースでは1666円減り、22万6925円になる。

支給額は原則、物価に連動して毎年度改定される。ただ過去の物価下落時に据え置いたため、昨年10月から1%引き下げたが、現在も本来より1.5%高い水準。政府は14年度から1%減額する計画だった。

だが総務省が31日に発表した13年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む）は前年比0.4%上昇。一方で厚労省が計算した近年の賃金の伸びが0.3%だったことを考慮し、支給減額幅を0.7%とした。

国民年金の保険料（月額）は、現在の1万5040円を4月分から210円上げ、1万5250円にする。15年度分の保険料も公表し、1万5590円にする。

厚生年金の保険料率は現在17.12%（労使折半で負担）だが今年9月分から17.474%に上がる。

## ○NHK 年金者組合 4月からの引き下げ見送りを1月31日

年金生活者で作る団体が記者会見し、ことし4月から年金の支給額が引き下げられることについて、「消費税率を引き上げ、年金の支給額を引き下げるのは、安倍総理大臣が主張する『経済の好循環』に反する」として、見送るよう求めました。記者会見を行ったのは、全国のおよそ11万人の年金生活者で作る「全日本年金者組合」です。

この中で組合側は、政府がことし4月から年金の支給額を全体で0.7%引き下げるることについて、「年金の削減で高齢者の生存権が危うくなる。消費税率を引き上げ、年金の支給額を引き下げるのは、安倍総理大臣が主張する『経済の好循環』に反する」として、見送るよう求めました。

また組合側は、過去の特例措置で本来より高くなっている支給水準を見直すため、去年10月に年金の支給額が1%引き下げられた措置の取り消しを求めて、組合員ら11万6000人余りが、国に対し不服審査請求を行ったことを明らかにしました。

## ○琉球新報 社説 年金不服請求 逆進性に輪を掛けるな 2014年2月1日

暮らしが成り立つ最低限の生活保障（ナショナル・ミニマム）は、憲法に照らし、是が非でも達成しなければならない。

年金を減額していく政府の方針に反対し、削減撤回を求める不服審査請求を全日本年金者組合県本部が提出した。確かに、今でもぎりぎりの生活を送る年金生活者にとり、消費税増税と並行して減額が進むのは生存への脅威ともなりかねない。

たださえ経済弱者の負担が大きい逆進性のある消費税だ。その増税と年金減額が同時に進むのは逆進性に輪を掛けることになる。社会保障の全体像を組み立て直すまでは減額を中止すべきだ。

この春は増税に伴う値上げラッシュとなる。バスやタクシー、モノレール、電気料金、水道料金と、立て続けに明らかになった。

いずれもライフラインそのものであり、値上げの影響は避けようがない。食品価格の値上げも必至だ。経済弱者ほど公共交通への依存率は高く、家計に占める食費の割合も高いのだから、より大きな影響を受けるのは明らかだ。

年金削減は昨年10月から始まり、来年4月まで順次進む予定だ。確かに減額は物価変動に伴う措置だから、必ずしも給付水準の切り下げとは言い難い。デフレが進行した過去十数年の物価下落を反映せず、「高止まり」していた年金の「もらいすぎ」分を削り、元の水準に戻すだけという政府の言い分は理解できなくもない。

だが、影響を避けようがない消費税増税と重なるのは、ダメージが大きすぎるというのもまた、誰の目にも明らかだろう。

低い順に国民年金支給額と最低賃金、生活保護支給額となっている日本の現状が、あるべき順序と逆転していると指摘されて久しい。ただそれは、生活保護費を切り下げるという単純な話ではない。

憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営む上で、最低限必要な額を生活保護で保障する。さらに、年金支給額や最低賃金をその上の水準に設定する。そうした形で社会保障の全体像を組み立て直す、といった丁寧な作業が必要だ。

ただそれは財源も含め、長い議論を要するだろう。一方で生存に関わる以上、年金減額の問題は急を要する。いったん中止すべきだ。その上で社会保障の在り方を幅広く論じ、じっくり練り直して、国民的合意の下で実施したい。